

**令和3年度 千葉県災害福祉支援チーム (DWAT)
先遣チーム員養成研修**

行政説明

千葉県健康福祉部健康福祉指導課

本日の説明内容

1. DWATのリーダー・サブリーダーについて

2. 先遣チーム・本部支援員について

説明資料:「千葉県災害福祉支援チーム～千葉県DWAT～活動マニュアル」

「千葉県災害福祉支援チーム設置運営要領」

(千葉県災害福祉支援ネットワーク協議会作成)より抜粋

1. DWATのリーダー・サブリーダーについて

(1) リーダーの役割について

マニュアルP.13

- ア 千葉県DWAT本部の指示のもと、支援の方針を明確にし、チームを統括する。
- イ チーム員同士が派遣時に初めて顔を合わせることも想定され、かつそのようなチームが知らない土地で災害というストレス下で円滑に活動するために、メンバーの安全確保を図りつつ、役割分担と業務手順を組み立てていく。
- ウ 市町村災害対策本部から示された情報、千葉県DWAT本部からの指示、内容、活動期間、メンバー構成、活動予定等の確認をする。
- エ 現地関係者、千葉県DWAT本部、メンバー内の連絡方法の確認。
- オ 現地関係者、千葉県DWAT本部、メンバー内における報告・連絡調整。
- カ その他のチームに係るマネジメント。

(2) サブリーダーの役割について

マニュアルP.13、P54～

57

- ア チーム員の健康管理をする。
- イ チームの資機材・車両の管理をする。
- ウ 派遣先におけるチームの出納役を担う。
- エ 活動記録、文書、データ等の管理をする。
- オ その他の事務・雑務を行う。



2. 先遣チーム・本部支援員について

1. 先遣チームの編成

マニュアルP.11、P64(設置運営要領第7条)

先遣チーム・支援チームの派遣にあたっては、市町村災害対策本部からの派遣要請に基づき、千葉県DWAT本部でチーム編成を行う。
(併せて支援チームにおけるリーダー・サブリーダーを決定する)

- ・ チーム員3名、DWAT本部職員1～2名で編成。
- ・ 派遣期間は3～5日程度、活動時期は発災後概ね7日以内。
- ・ 要請後、迅速に派遣ができるよう、予め先遣チームとして派遣する候補となるチーム員を決めておく。

2. 先遣チームの活動内容

マニュアルP.10

① 要配慮者の福祉ニーズ等の把握

- ・ 避難所等の開設状況、避難者の数、避難者のうち要配慮者の数、要配慮者の福祉ニーズ、福祉施設の被災状況等を把握する
- ・ 被災地の自治体等と調整を図り、支援チームの派遣の必要性をDWAT本部に報告する。

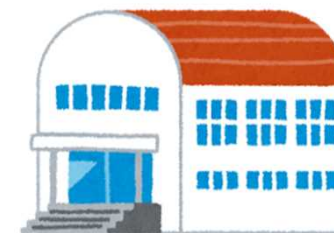
② 被災地のインフラ等の状況把握

水道、電気、ガス等のライフラインの状況及び交通、通信、宿泊場所等の状況を把握し、DWAT本部に報告する。

2. 先遣チームの活動内容

③その後に活動するDWAT活動の活動環境の整備

- ・ 支援チーム活動のための活動場所の確保
- ・ パソコン等資機材の準備
- ・ 避難所運営管理者と活動についての打合せ
- ・ 保健師チームなど他の支援チームとの調整 等



④他団体との連携・調整

活動地域・避難所で活動している、医療・福祉、その他特に連携が想定される団体、ボランティアセンター等とDWATが活動する旨を周知し、ミーティングへの参加や調整を行う。

3. 本部支援員について

マニュアルP.8~9

(1) 本部の設置

大規模災害発生時、協議会事務局は、必要に応じて、県社協、福祉関係団体等の協働による千葉県DWAT本部を設置する。

千葉県は、次の施設の中から記載順で被害状況を確認し、県社協と協議の上、本部の設置場所を決定する。

(設置場所)

- ①千葉県社会福祉センター
- ②千葉県庁
- ③上記以外の千葉県関係施設

3. 本部支援員について

(2) 本部の体制

災害の規模等を踏まえ、「本部支援員」として、協議会構成団体メンバー及び千葉県DWATチーム員に御協力いただく場合がある。

役職名	担当者	役割
本部長(1名)	千葉県健康福祉部健康福祉指導課長	千葉県DWAT本部の総括
副本部長 (2名以内)	千葉県健康福祉部健康福祉指導課 副課長 県社協福祉サービス事業部長	本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
本部員 (4～6名)	千葉県職員2～3名 県社協職員2～3名	千葉県DWAT本部の活動 千葉県DWATの後方支援活動等 に係る業務
本部支援員	協議会構成団体メンバー及び DWATチーム員	

3. 本部支援員について

(3) 活動内容

- ① 被害情報の収集・整理。
- ② チームの派遣要請に基づくチーム派遣依頼及び待機依頼の決定。
- ③ 千葉県・市町村災害対策本部等関係機関との連絡調整。
- ④ 発生した被害規模によって、他都道府県DWAT等への支援要請を検討し、支援を要する時は千葉県から該当都道府県に対して派遣要請を行う。
- ⑤ 災害に応じた支援チーム活動計画(第一次)の決定、計画の見直し。
- ⑥ 先遣チームへの同行
- ⑦ チームの派遣の調整、手続き、支援活動用物品等の調達・補給。
- ⑧ チームの派遣に係る費用負担の調整。
- ⑨ チームの活動の終了の決定、調整。

御清聴ありがとうございました。